

四 行 二 令 ○
三 平 条 十 第 政 財
二 成 件 五 六 府 務
一 条 律 行 称 二 等 年 号 資 省
の 法 発 号 名 十 を 一 月 ～ 金 告
の 法 行 称 及 び 次 第 調 示
及 び 根 び 五 年 の 十 五 達 第
そ 抛 記 年

八	七	六	五	
額 最	払	發	方 募	
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 ・ 別 債 札 格 札 格 第 参 市 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の	
千 万 円	万 二 十 三 三 千 八 兆 千 七 万 二 二 百 九 千 百 十 千 二 円 四 四 百 億 百 七 二 圓 十 千 億 五 七 百 千 九 七 十 百 五 四	万 額 億 額 円 面 二 面 金 千 金 額 万 額 で 圓 で 二 三 千 兆 七 二 百 千 十 二 五 百 億 八 四 十 千 四	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 競 争 市 入 場 札 特 別 發 行 参 一 加 ト と い う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期 限	入 価 ・ 期 札 格 競	債 別 格 I	行 市 競 加 場	行 行 競 格 日	
平 成 二十 五年 一月 十一 十六 日	財 務 大 臣 から 通 知 を 受け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 に う つ 。そ き き 百 円	額 面 金 額 と き 支 き 償 は 、 期 が の 銀 翌 營 業 業 日 に	償 當 還 し と 償 五 年 、 期 月 十 行 休 業 日 に	た だ 二 、 十 、 百 年 七 百 五 月 七 十 日 十 ぞ 九 れ 九 れ 九 の 九	額 面 錢 額 八 厘 百 圓 上 の 月 の そ れ 九 ぞ 十 れ 九 れ 九 の 九	額 面 錢 額 十 面 五 錢 七 厘 百 圓 上 の 月 の そ れ 九 ぞ 十 れ 九 れ 九 の 九	額 面 錢 額 十 面 五 錢 七 厘 百 圓 上 の 月 の そ れ 九 ぞ 十 れ 九 れ 九 の 九	額 の 記 載 法 又 は 規 定 に 額 は よ る 最 振 替 も 額 口 の 面 座 と 金 簿